

西宮市都市交通会議事務局規程

平成25年1月26日制定

沿革

平成26年4月1日〔1〕

令和2年4月1日〔2〕

（趣旨）

第1条 この規程は、西宮市都市交通会議規約第11条の規定に基づき、西宮市都市交通会議（以下「交通会議」という。）の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 交通会議の会議に関すること
- (2) 交通会議の資料作成に関すること
- (3) 交通会議の庶務に関すること
- (4) 前各号に掲げるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項

（職員等）

第3条 事務局に事務局長、その他必要な職員を置く。〔1〕

2 事務局長は、西宮市政策局都市計画部交通計画課長をもって充てる。〔2〕

3 事務局員は、西宮市の職員をもって充てる。

（事務の専決）

第4条 交通会議の事務は、すべて会長の決裁を得なければ執行することができない。ただし、会長が指名する職員（以下「会長代理」という。）及び事務局長は、第5条から第6条までに定めるところにより、事務の一部を専決することができる。

（会長代理の専決事項）

第5条 会長代理は、会長の命を受け、次の各号に定める事項を専決するものとする。

- (1) 会長代理が副市長の場合、西宮市処務規則（昭和55年8月28日西宮市規則第28号、以下「規則」という。）に定める副市長専決事項に相当する事項に関すること。
- (2) 会長代理が政策局長の場合、規則に定める局長専決事項に相当する事項に関すること。〔2〕

(事務局長の専決事項)

第6条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められる事項については、この限りでない。

- (1) 事務局の運営に関する事
- (2) 交通会議の開催及び運営に関する事
- (3) 交通会議の運営に関する諸規程の軽微な変更に関する事
- (4) 契約及び支出負担行為については、規則に定められている課長専決事項に相当する事項に関する事
- (5) 物品及び現金の出納に関する事
- (6) 前各号に掲げるもののほか、軽易な事項に関する事

(文書の取扱い)

第7条 事務局における文書の收受、配布、処理編集、保存その他文書に関し必要な事項は、西宮市において定められている文書の取扱いの例による。

(公印の取扱い)

第8条 交通会議の公印の種類は会長印とし、公印の名称、形状、書体、寸法、用途、個数及び管理者は、別表のとおりとする。

2 交通会議の公印の保管、取扱い等については、西宮市において定められている公印の取扱いの例による。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

(附 則)

この規程は、平成25年1月26日から施行する。

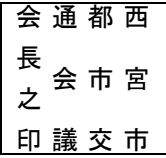
(附 則)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。 [1]

(附 則)

この規程は、令和 2年4月1日から実施する。 [2]

別表（第6条関係）

名称	形状	書体	寸法 (ミリメートル)	用途	個数	管理者
西宮市都 市交通会議 会長の印		てん書	21×21	会長名を もって発する 文書	1	事務局長